

営繕事業における働き方改革の主な取組（令和6年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

令和6年4月より建設業に時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和6年度より新たに下記の取組を実施し、働き方改革をより一層推進する。

猛暑を考慮した工期設定

- 全ての工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定する。
- 工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能とする。

月単位の週休2日の確保

- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」において、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進する。
- 月単位の週休2日に取り組むことを、発注者が指定する「発注者指定方式」又は受発注者が協議したうえで取り組む「受注者希望方式」により発注する。（いずれの方式も通期の週休2日は必須。）

現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）

- 全ての工事・設計業務等を対象に、現場環境の改善に向けた取組を実施する。
- 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下に関する取組を設定するなど、現場環境の改善に努める。
 - ・ 依頼日・時間及び期限
 - ・ 会議・打合せ
 - ・ 業務時間外の連絡（ASP、メール等含め連絡しない 等）

工事関係書類作成の一層の効率化

- 複数書類に共通する項目（工事件名、工期等）について、一度の入力で各書式に自動で反映される「工事関係書類データ入力シート」を作成。
- 同入力シートについて、作成手順やQ&Aを記載した「手引き」とともに、国土交通省のホームページからダウンロードして工事受注者が広く活用可能。

営繕工事における熱中症対策について

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能としている
- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、受発注者間で協議の上、設計図書の変更により計上することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^{（注）}が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

（注）気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
（日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より）

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

（2023年度 東京都千代田区※¹の場合）

- 4～10月の全てを工期に含む場合※²

年	WBGT値31以上の時間※ ³ (h)	日数換算 (日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※¹ 東京観測所の数値を使用
 ※² 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
 ※³ 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間

猛暑による
作業不能日数
9日間

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

営繕工事における週休2日促進工事について

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- これまでの「通期の週休2日」の取組における達成状況及び時間外労働の上限規制の適用開始を踏まえ、**令和6年度より、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進**する。

- ・通期の週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- ・月単位の週休2日：対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
(対象期間・・・工事着手日から工事完成日までの期間（年末年始や工場製作期間等を除く）)

発注方式

- ① 発注者指定方式 … 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 … 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式
(いずれの方式も通期の週休2日は必須)

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、月単位の週休2日を前提として労務費を補正※1
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日又は通期の週休2日に満たない場合は、補正分を減額変更

※1 予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正する。なお、共通仮設費・現場管理費は工期に応じて算出する。

現場閉所(※2)の状況	補正係数
月単位の週休2日	1.04
通期の週休2日	1.02

※2 現場閉所
分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評価（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用を努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等を含む）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化(概要)

○令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要**がある。

○そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理**。

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

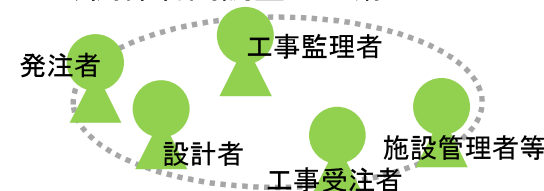
【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の
生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1)設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺状況

(2)適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1)余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2)遅滞ない設計意図伝達※2等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3)納まり等の調整※3の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4)情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

(5)設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

※2: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※3: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整